

福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 4 号

福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福島市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第13条第10項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第13項中「次の各号に掲げる退職手当の区分に応じ、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第17項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第23項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第26項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第17項及び第23項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福島市職員の退職手当に関する条例第13条第10項（第4号に係る部分に限り、同条第14項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した福島市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2

項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 3 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第14条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。